

平成20年度事業計画

第1 事業計画の基調

本会は、労働安全衛生法第87条に基づき、昭和58年4月1日に設立された労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントを会員とする社団法人である。平成20年度は設立26年目を迎える。

本年度は、第11次労働災害防止計画の初年度にあたり、その基本的な考え方である「労働災害全体を減少させるためのリスク低減及び重篤な労働災害防止」という観点からの対応が必要であること、また、本年12月1日から公益法人改革3法が施行されることとなり、そのための準備も必要となる。

このような状況に鑑み、平成20年度は、次の事項を重点として事業を推進することとする。

- 1 財政基盤の確立
- 2 地方組織の充実活性化を図る
- 3 労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度の更なる推進
- 4 公益法人改革への移行準備
- 5 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進
- 6 研修、情報・資料提供等の充実

第2 事業計画の内容

1 会員加入の促進

(1) 支部及び本部を通じ第35回（平成19年度）試験合格者315名（安全160名、衛生155名）に対し、入会勧奨を積極的に行うとともに、未入会者の入会促進を図る。

また、入会奨励制度を検討する。

- (2) 第2種賛助会員の入会を積極的に勧奨する。
(3) 維持会員制度の新設を検討する。

2 研修等の充実

(1) 労働安全・労働衛生研修

労働安全・労働衛生コンサルタントに対する定例の研修会を、8月に東京、9月に大阪で開催する。

(2) リスクアセスメント研修

前年度に引き続き第8回リスクアセスメント研修を、8月に東京、9月に大阪で開催する。

(3) 登録時研修

新規登録者に対する第15回登録時研修を、7月に大阪及び8月に東京で開催する。

(4) 労働衛生工学基礎研修

昨年度から局所排気装置基礎研修のカリキュラムを一部変更して「労働衛生工学基礎研修」として実施したが、その第2回研修会を7月に東京で開催する。

(5) 労働安全コンサルタント試験受験準備講習会

労働安全コンサルタント試験受験者のための第20回受験準備講習会を7月に東京で開催する。

(6) 労働衛生コンサルタント試験受験準備講習会

労働衛生コンサルタント試験受験者のための第14回受験準備講習会を7月に東京で開催する。

(7) 労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修

第3回OSHMS担当者研修を10月に東京及び11月に大阪で開催する。

(8) システム監査員養成研修

隔年実施している「システム監査員要請研修」の第5回研修会を6月に大阪及び9月に東京で開催する。

(9) 作業環境測定基礎研修

隔年実施している「作業環境測定基礎研修」の第9回研修会を7月に東京で実施する。

(10) 労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度の改訂

労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度への積極的参加をめざして、生涯研修制度を全面的に改訂し、1年間の周知期間ののち、平成21年4月から新制度により実施する。

他に「計画届の除外認定制度に係る評価・監査実務研修」、「保護具の適正使用に係る研修」及び「労働安全／衛生コンサルタント試験口述試験対策講座」の開催を検討する。

3 情報・資料提供の充実

(1) 会報「安全衛生コンサルタント」の発行

会報「安全衛生コンサルタント」を年4回発行し、内容の充実を図る。

(2) 「安全衛生通信」購読者への補助

会報の速報性を補うため、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生通信」を本会の半額補助により会員希望者に月2回配布する。

(3) 「安衛コン資料」の発行

会員に技術情報等を提供するため、「安衛コン資料」を年2回以上発行し、会員に無料配布する。

(4) 「労働安全衛生コンサルタント必携（製造業編）」の改訂（新）

必携製造業編編集委員会において改訂作業を進め、会員に実費頒布する。

(5) 平成20年度版「労働安全・労働衛生コンサルタント試験問題集」の発行

平成20年度版「労働安全・労働衛生コンサルタント試験問題集」を5月に発行する。

(6) 新会員のための事業活動援助制度の検討

自営業の基本である営業活動等の実習制度導入を検討する。

(7) ホームページの充実

支部のホームページの開設を奨励し、本部のホームページとリンクさせる。その他ホームページの内容の一層の充実を図る。

(8) I T技術の積極的利用

Eメールを利用して本部と支部、本部と会員、支部と会員、会員相互間の迅速かつ緊密な連絡を図る。

(9) 出版事業拡大の検討

本会が持つ専門性とデータの蓄積を活用する独自の出版事業を検討する。

(10) その他資料の配布

「安全の指標」、「労働衛生のしおり」及び「安全衛生改善計画の樹て方」を会員に無料配布する。

4 地方組織の充実活性化

(1) 地方組織の充実活性化対策

前年度に引き続き、地方組織活性化対策委員会において、支部設置規程等の見直しを行い、地方組織の充実活性化を図る。

(2) 地方組織を通じての入会勧奨と生涯研修への参加奨励

地方組織を通じて、コンサルタント登録者に対し積極的に入会勧奨を行う。また、会員に対し、生涯研修への参加を積極的に奨励する。

(3) 地方組織主催研修会開催の勧奨

地方組織主催による研修会開催を勧奨する。

また、地方組織における研修の充実強化を図るため、生涯研修制度講師謝金助成制度の活用を図る。

(4) ブロック会議の充実

ブロック会議開催を勧奨し、会議内容の充実を図る。

(5) 支部長会議の開催

第17回支部長会議を11月に東京で開催する。

5 労働安全衛生コンサルタント制度の普及と労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント活用の促進

(1) 「第14回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」の実施

「第14回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、第11次労働災害防止計画をベースとした労働安全・労働衛生コンサルタント活用の促進を図る。

また、前年度に引き続き、推進月間用のスローガンを会員から募集する。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進

「システム監査員登録制度」「システム評価員登録制度」を推進して会員のOSHMS構築指導又はシステム監査の活動を促進する。

また、会員を活用して、労働安全衛生マネジメントシステムの確立を図る事業場を支援できるよう定款変更を検討する。

(3) 優良安全衛生診断事例の募集

労働安全・労働衛生コンサルタント活用のメリットを一般に周知し、かつ、安全衛生診断のレベルの向上を図るため、前年度に引き続き、優良安全衛生診断事例を会員から募集する。

6 公益法人改革移行へ対応

当会は、昭和58年4月に労働大臣（現：厚生労働大臣）から公益法人の認可を受けた社団法人として今日に至っている。今般、従来の主務官庁制・許可主義性から、一般社団法人・一般財団法人は登記のみで設立でき、一般社団法人・一般財団法人のうち希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁（内閣総理大臣・都道府県知事）が認定する制度へと変更される公益法人制度改革関連3法が平成20年12月1日から全面施行されることとなった。現在の公益法人は、この新法の施行後5年以内に新法に従った移行への手続き等を行う必要がある。

当会として、当面、新たな定款の整備、支部組織のあり方、公益目的事業比率等に留意した諸課題の検討と準備を行う必要がある。

新法に対応するために細部にわたるガイドライン等の点検を行いつつ、なるべく早い機会の理事会・総会に向けて当会の採るべき基本方針を検討していくこととする。

7 調査研究等

（1）労働安全・労働衛生コンサルタント活動等に係る実態調査結果の公表

平成19年度に実施した「労働安全・衛生コンサルタント活動等に係る実態調査結果を取りまとめ、分析して機関誌に公表する。

8 行政施策への協力等

（1）「中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進事業」の推進（厚生労働省委託事業）

イ 作業種類別危険性又は有害性等の調査マニュアル等の作成

中小規模事業場において行われる一般的共通作業について、事業場での実例を踏まえて、作業種類別危険性又は有害性等の調査マニュアルを作成する。

ロ 重篤な労働災害を発生させた事業場等に対する危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断の実施

重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場等に対して、専門家による危険性又は有害性等の調査等に係る安全衛生診断を実施する。

ハ 新規労働者等の危険感受性向上教育の普及促進

中小規模事業場において危険感受性向上教育がスムーズに行われるよう事業場の安全衛生担当者に当該指導員となるに相応しい知識・技術を付与するための研修を行う。

ニ 都道府県へのコーディネーターの配置

口及びハの事業を円滑に実施するため、各都道府県ごとにコーディネーターを1名配置する。

(2) 「計画の届出免除事業者認定制度」等への積極的協力

「計画の届出免除事業者認定制度」等に関する行政施策への積極的協力により、コンサルタント活動の促進を図る。

(3) 「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」への協力

中央労働災害防止協会が実施している「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」に協力し、参加を希望する会員コンサルタントが名簿登載を受けて小規模事業場の安全衛生診断ができるよう援助する。

(4) 都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターへの協力

都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターの活動に協力するとともに、これらの活動を通じて労働衛生コンサルタント業務の拡大を図る。

(5) 労働災害防止団体等との連携の強化

労働災害防止団体等と連絡を密にし、連携を強化する。

(6) 地方行政機関との連携の強化

支部を通じ都道府県労働局等地方行政機関との連携を密にし、労働安全・労働衛生コンサルタントの活用の促進を図る。

8 國際化への対応

海外派遣コンサルタントの登録を引き続き行い、JICAの労働安全衛生関係プロジェクト等に長期又は短期の専門家を派遣する。

9 表彰等

平成20年度通常総会の際に、賞罰規程に基づく会長表彰等を実施する。また、災害防止団体等へ表彰候補者を推薦する。

10 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務の実施

前年度に引き続き、労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務を、適正、確実かつ、公正に実施する。